

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護事務	
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務は以下の事務とする。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握 ・被保護者健康管理支援事業の実施	
③システムの名称	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末、TASKクラウド、住民基本台帳ネットワークシステム	
2. 特定個人情報ファイル名		
生活保護受給者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第23項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ・項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172 2、情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ・項番 42、43	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部生活福祉課	
②所属長の役職名	生活福祉課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 生活福祉課 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバーが記載されている申請書類については、全て鍵付きのキャビネットにしまい、施錠・管理している。マイナンバーの紐づけ作業やマイナンバーに紐づけされた宛名番号の入力については、複数人での確認を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[☒] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人事異動に伴うアクセス権限の発効・失効の管理を行っている。また、アクセス権限については必要最低人数となるよう限定し、適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	生活福祉課長 内田 収	生活福祉課長 橋本 雅之	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の9,13,15,16,24,26,27,28,31,50, 54,61,62,64,70,87,94,104,106,108,116, 118項	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 9、10、14、20、21、24、26、28、30、 31、37、38、50、53、54、61、64、 70、87、90、94、104、106、108、 109の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 9、11、12、14、17、19、20、21、 22、24、26、27、28、33、47、52、 55、59の各条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19条	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	生活福祉課長 橋本 雅之	生活福祉課長	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 9、10、14、20、21、24、26、28、30、 31、37、38、50、53、54、61、64、 70、87、90、94、104、106、108、 109の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 9、11、12、14、17、19、20、21、 22、24、26、27、28、33、47、52、 55、59の各条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、 30、31、37、38、42、50、53、54、61、 62、64、70、87、90、94、104、106、 108、113、116、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、 22、23、24、25、26の4、27、28、32、 33、35、39、44、47、52、53、55、59の2 の2、59の3各条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月6日	③システムの名称	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド	事後	
令和5年9月28日	②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握	事後	
令和5年9月28日	②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務は以下の事務とする。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握 ・被保護者健康管理支援事業の実施	事前	
令和5年9月28日	③システムの名称	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、統合専用端末、TASKクラウド	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月28日	しきい値判断項目いつ時点の 計数か	令和1年12月1日時点	令和5年9月20日時点	事前	
令和5年11月14日	②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務は以下の事務とする。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握 ・被保護者健康管理支援事業の実施	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務は以下の事務とする。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握 ・被保護者健康管理支援事業の実施	事前	
令和5年11月14日	③システムの名称	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、統合専用端末、TASKクラウド	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末、TASKクラウド	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務は以下の事務とする。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握 ・被保護者健康管理支援事業の実施	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務は以下の事務とする。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・保護の決定及び保護の給付 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であったもの等についての資産、収入等に係る調査 ・被保護者についての生活実態把握 ・被保護者健康管理支援事業の実施	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	③システムの名称	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末、TASKクラウド	福祉総合システム(生活保護サブシステム)、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末、TASKクラウド、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和6年12月24日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15項	番号法第9条第1項 別表第23項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、 64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、 35、39、44、47、52、53、55、59の2の2、59の3各条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19条	1、情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ・項番 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172 2、情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ・項番 42、43	事後	
令和6年12月24日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和5年9月20日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業「人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か」	(なし)	十分である	事前	
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業「判断の根拠」	(なし)	マイナンバーが記載されている申請書類については、全て鍵付きのキャビネットにしまい、施錠・管理している。マイナンバーの紐づけ作業やマイナンバーに紐づけされた宛名番号の入力については、複数人での確認を行っている。	事前	
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策「人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か」	(なし)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策「当該対策は十分か【再掲】」	(なし)	十分である	事前	
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策「判断根拠」	(なし)	人事異動に伴うアクセス権限の発効・失効の管理を行っている。また、アクセス権限については必要最低人数となるよう限定し、適切な管理を行っている。	事前	